# 情報なんぶ

# 平成26年6月19日発行

南部町行政だより 第132号

企画政策課 電話66-3113

http://www.town.nanbu.tottori.jp

mail to / kikaku@town.nanbu.tottori.jp

#### ■ 6月からがん検診・健康診査がはじまりました ■

今月から町の健康診査・がん検診がはじまりました。

健(検)診は自覚症状のない早期のがんや、生活習慣病のおそれがないかを見つけることができます。 年に1回健(検)診を積極的に受けて、いきいきとした自分らしい生活を送れるようにしましょう。

健(検)診期間: 特定健診·基本健診

6月~11月末

がん検診・高齢者健診 6月~ 2月末

詳しくは5月下旬に健康増進委員より配布されているがん検診・健康診査受診券、健康診査のチラシ (A4 の茶封筒に同封) をご覧ください。

キャッチフレーズ『大切な家族のため、自分のために 行かいや!健診!』

【問い合わせ先】 健康福祉課 TEL 66-5524

または 町民生活課 TEL 66-3116

## ■ 7月6日は南部町農業委員会委員一般選挙の投票日です ■

任期満了に伴う農業委員会委員の選挙を行いますので、選挙権のある方は忘れずに投票しましょう。 なお、立候補者の数が選挙による委員の定数 (15人) を超えない場合は、投票はありません。 (今回から選挙区が一つになりました。)

選挙告示日(立候補届受付) 7月 1日(火)

投票予定日

7月 6日(日)

【投票予定日】7月6日(日) 投票 町内9投票所 午前7時~<u>午後6時まで</u>

開票 プラザ西伯 午後7時~

【期日前投票期間】7月2日(水)~5日(土)プラザ西伯で、午前8時30分から午後8時まで行いますのでご利用ください。

【問い合わせ先】 南部町選挙管理委員会 TEL 66-3112 担当: 岡田

## ■ ちょこっと知りたいミニミニ茶道教室 ~第2回まんてん道場(生涯学習講座)~ ■

「茶道ってむずかしくてよく分からない」「お茶に親しみたいけど、なかなか機会が無くて・・・」と思われたことはありませんか?

今回のまんてん道場では、ミニミニ茶道教室を開催します。お茶の歴史から作法まで、初心者のための教室です。この機会にぜひ、茶道に触れてみませんか?

参加をご希望の方は、下記によりお申し込みください。

【日 時】 平成26年7月6日(日)10時~12時

【場 所】 いこい荘

【講師】 原 宗環さん

【内容】 お茶の歴史、作法、体験 など

【定 員】 15名程度

【参加費】 500円(お菓子代として)

芸術文化や歴史講座など、生涯学習の拠点として 各種講座や情報発信を「まんてん道場」として行っていきます。

【申込締切】 6月27日(金) 電話、FAX などで、お名前、ご住所、ご連絡先などお知らせください。

【申込・問い合わせ先】: 南部町公民館 (天萬庁舎内) TEL 64-3782 FAX 64-2183

夏の交通安全県民運動 7月8日(火)~7月17日(木) 「ゆずり合う ゆとりと笑顔 防ぐ事故」

#### ■ 児童手当「現況届」のお知らせ ■

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

現況届は、毎年6月1日現在の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

【受付期間】6月2日(月)~6月27日(金)

【受付場所】健康福祉課(健康管理センターすこやか)

または 町民生活課(法勝寺庁舎・天萬庁舎)

※郵送でも受付を行います。6月27日(金)までに投函してください。

#### 【提出に必要な書類】

【ル田に名文も自然】				
区分	平成26年1月1日現在		平成26年1月1日現在	
	南部町に住民登録のある受給者		南部町に住民登録のない受給者	
	南部町の国民健康保	左記以外の方	南部町の国民健康保	左記以外の方
	険証をお使いの方		険証をお使いの方	
児童手当現況届	0	0	0	0
健康保険証の写し(コピー)	×	0	×	0
平成 26 年度児童手当用所得	<b>,</b>	~	0	)
証明書	×	×	U	U

※受給者の方と児童が別居している場合は、「児童の属する世帯の住民票謄本(省略しないもの)」と 「監護及び(生計同一・生計維持)事実についての申立書」の添付が必要です。

【問い合わせ先】健康福祉課 少子化対策・子育て支援室 TEL 66-5524

## ■ 梅雨期の土砂災害等にご注意ください ■

梅雨前線に伴う豪雨や長雨により土砂災害や水害の危険性が高まります。お住まいのところが土砂災害危険個所ではないか、水害等の恐れがないか事前に確認を行い、危険が迫るまでの避難などを心がけてください。

◆被害が発生する恐れが生じると見込まれる場合、以下のとおり<u>「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」</u>を 町より発令します。町民の皆さんは、速やかに避難行動を開始してください。

町より発令します。町民の皆さんは、速やかに避難行動を開始してください。			
情報の種類	発令時の状況	町民に求める行動	
避難準備情報	・避難に援助が必要な方、特に避難行動に時間	要援護者等、特に避難行動に時間を要する方	
	を要する方が避難行動を開始しなければなら	は、計画された避難場所への避難行動を開始	
	ない段階です。	(支援者は支援行動を開始)してください。	
	・人的被害の発生する可能性が高まった状況で	その他の方は、家族等との連絡、非常用持出	
	す。	品の用意等、避難準備を開始してください。	
避難勧 <del>告</del>	・通常の避難行動ができる方が避難行動を開始	通常の避難行動ができる方は、計画された避	
	しなければならない段階です。	難場所等への避難行動を開始してください。	
	・人的被害の発生する可能性が明らかに高まっ		
	た状況です。		
避難指示	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況です。	避難勧告等の発令後で避難中の方は、確実な	
(勧告よりも	・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判	避難行動を直ちに完了してください。	
拘束力が強い)	断された状況です。	まだ避難していない方は、直ちに避難行動に	
	・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害	移るとともに、生命を守る最低限の行動をと	
	の発生する危険性が非常に高いと判断された	ってください。	
	状況です。		
	・人的被害の発生した状況です。		

≪ため池の管理者の方へ≫ 水害に備えた「ため池」の安全管理にご協力をお願いします。

豪雨や長雨の影響でため池が決壊する恐れがあるため、日ごろより、水害に備えた安全管理にご協力をお願いします。

【問い合わせ先】総務課 TEL 66-3112 FAX 66-4806

#### ■ 地域づくり講座の開催について(第2回目) ■

南部町の地域振興協議会のさらなる充実と発展を目指して、中山間地域政策に精通している方を講師に 招き、長期的ビジョンに基づく地域経営、財源確保等について学びます。

【日 時】 平成26年7月9日(水) 19時30分~20時45分

【場 所】 南部町役場法勝寺庁舎2階 大会議室

【テーマ】 南部町地域振興協議会の挑戦 ~課題の解決と今後の計画~

【講 師】 島根大学教育学部教授 作野広和 氏

【参加料】 無料

【主 催】 南部町、地域振興協議会

【問い合わせ先】 企画政策課 TEL 66-3113 担当: 亀尾、末次

#### ■ 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 ■

4月からの消費税率改定に伴い、所得の低い方・子育て世帯への影響を緩和するため、臨時的に 1回限り支給する給付金です。詳しいご案内や申請開始は7月以降を予定しております。

#### ○臨時福祉給付金

【支給対象者】以下の1・2の両方に該当する方が対象です。

- 1. 平成26年1月1日に南部町に住民登録をされている方。
- 2. 平成26年度の町民税(均等割)が課税されていない方。

ただし、町民税が課税されている方に扶養されている場合や、生活保護の被保護者になっている 場合は対象外となります。

【支給額】1人につき1万円

※老齢基礎年金、障害者基礎年金、遺族基礎年金等の受給者や児童扶養手当、特別障害者手当等 の受給者の方には5千円加算されます。

【申請方法】7月上旬に該当と思われる方に町から申請書等を送ります。

必要事項記入の上、返送又は役場窓口へ提出ください。

#### ○子育て世帯臨時特例給付金

【支給対象者】以下の1・2・3のすべてに該当する方が対象です。

- 1. 平成26年1月1日に南部町に住民登録をされている方。
- 2. 原則平成26年1月分の児童手当・特例給付受給している方。
- 3. 平成26年度(平成25年中)の所得が児童手当の所得制限に満たない方。

ただし、臨時福祉給付金の対象者や、生活保護の被保護者になっている場合は対象外となります。

【対象児童】平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

【支給額】対象児童1人につき1万円

【申請方法】7月上旬に該当と思われる方に町から申請書等を送ります。

必要事項を記入の上、返送又は役場窓口へ提出ください。

【問い合わせ先】税務課 TEL 66-4802

# ■ 個人住民税の均等割税率の改正について ■

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る 地方税の臨時特例に関する法律」の制定に伴い、平成26年度から平成35年までの10年間町・県民税の 均等割額に1000円が加算され、4,500円が5,500円となります。

なお、これらの加算分については町や県が行う防災のための施策に要する経費に充てられます。

皆様には新たな負担となりますが、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】税務課 TEL 66-4802

#### ■ ツキノワグマにご注意ください! ■

産業課からツキノワグマに対する注意についてお知らせします。

6月に入りツキノワグマの繁殖期となったことから、オスグマが活発に活動する時期となりました。

町内でも4月、5月にツキノワグマと思われる動物の目撃情報がありましたので、山林に入られる際や山林 付近で作業をされる際は、できるだけ朝方や夕方を避け、クマ鈴やラジオ等で音を鳴らすなど、ツキノワグ マに会わないよう対策を行ってください。

万一、ツキノワグマに出会ったときは、あわてずその場からゆっくりと立ち去ってください。

併せて、児童生徒の保護者及び地域の皆様には、子どもたちの見守りをしていただきますようお願いします。

クマを目撃した場合は産業課 TEL 64-3783までご連絡下さい。

#### ■ ひとり親家庭 医훒費助成のお知らせ ■

南部町にお住まいのひとり親家庭で、18歳に達した年度末までの子を扶養している方とお子さんにつ いて、要件に該当する場合、申請をされると医療費の助成が受けられます。

○特別医療費の受給資格者 (鳥取県の制度で青色の受給者証を交付)

○福祉医療費の受給資格者(町単独の助成制度で受給者証は交付しません。支払った医療費の領収書か ら償還払いします。)

※現在受給されている方も、有効期限が6月30日となっていますので申請が必要です。

【申請に必要なもの】 健康保険証、印鑑、平成26年1月2日以降に南部町に転入された方は、

世帯全員の所得を証明する書類(確定申告書の写し、源泉徴収票など)

【申請期間】 平成26年6月30日まで

【申請窓口】 健康福祉課(健康管理センターすこやか)

または 町民生活課(法勝寺庁舎・天萬庁舎)

【問い合わせ先】 健康福祉課 TEL 66-5524

# ■ 『子育て応援ポイント対象事業』 開催のお知らせ ■

平成 26 年度から、少子化対策・子育て支援事業『~未来へつながる~子育てサポートプロジェクト』を 始動しています。このプロジェクトで行う「学び」・「相談」・「仲間づくり」をテーマとした、『子育て応 援ポイント対象事業』に参加された方(保護者や地域の方)に、参加ポイントを付与し、集めたポイント に応じて、木のおもちゃや絵本、おむつなどステキな賞品と交換できます。

【6/22~7/18 までに行う 子育て応援ポイント対象事業】

☆木工講演会·木工教室(事前申込要)13時30分~15時30分 法勝寺図書館 6月27日(金)

☆『弁当の日』講演会 10時50分~12時25分 会見小学校 14時00分~15時30分 会見第二小学校

6月28日(土)

☆『弁当の日』講演会 8時55分~10時20分 西伯小学校

☆図書館おはなし会 10時30分~11時 天萬図書館

『~未来へつながる~ 子育てサポートプロジェクト』

7月10日(木)

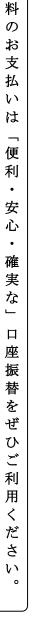
☆あいあい(子育て支援行事)プールあそび 9時30分~11時 すみれ保育園 7月のにじいろポケット(西伯地区子育てサークル)の活動はあいあいの行事参加です。

7月17日(木)

☆手話講座(事前申込要・親子で参加される方)19時~20時 法勝寺図書館

☆かきっこクラブ(会見地区子育でサークル)10時~12時 総合福祉センターいこい荘

【問い合わせ先】 健康福祉課 少子化対策・子育て支援室 TEL 66-5524



金

使

用